

水道メーターの紛失等に関する取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、新座市水道事業給水条例(昭和37年新座市条例第4号。以下「条例」という。)第16条第3項に規定する、水道メーターを亡失又は毀損した場合の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(弁償)

第2条 条例第16条第3項の規定に基づき、水道メーターを亡失又は毀損したときは、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

(届出)

第3条 水道メーターを亡失又は毀損したときは、水道メーターの損害額を弁償しようとする者が「水道メーター紛失(毀損)届」を管理者に届け出るものとする。

(損害額の決定)

第4条 第2条の規定に基づく損害額は、当該年度の各口径別メーター購入価格等に基づき管理者が決定する。

(損害額の納付)

第5条 損害額を弁償しようとする者は、管理者が指定する納入期限までに前条に基づく損害額を納入しなければならない。

(その他)

第6条 この基準に定めのない事項については、管理者が決定するものとする。

附 則

この基準は、平成18年6月9日から実施する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日より実施する。